

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社藤田商店
住所	香川県観音寺市坂本町五丁目4番5号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	■ 電力小売事業 [2016年4月開始] 電気の調達からエンドユーザーへの料金請求まで、全て自社で一元管理し、中部・関西・中国・四国エリアの法人および一般家庭向けのお客さま向けに電力小売り実施。 また再生可能エネルギーが実質100%となる料金プランを2021年4月より提供開始。（非化石証書の割当てを含む） ■ 太陽光発電システム販売・保守管理事業 四国エリアを中心に環境に優しい太陽光発電システムの提案および施工を実施。自社施工案件に限らず、保守管理メンテナンスにも対応。 ■ 蓄電池販売事業[2018年8月] 太陽光発電を設置している一般家庭向けに蓄電池販売を開始。 ■ エネルギーコンサルタント事業 お客様のご要望に応じた、エネルギーコスト低減プランの提案。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	固定価格買取制度(FIT)が満了する太陽光発電など新エネルギー電源の調達による二酸化炭素排出係数の低減を実施[2020年4月開始] 電気供給用の電源ではないものの自社で太陽光発電設備（FIT電源 2.8MW）を設けるなど、環境負荷の低減を推進しています。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.445（kg-CO ₂ /kWh）	0.508（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2026年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2034年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
環境負荷の低い電気の調達 余剰太陽光発電（卒FIT）の買取り利用			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量 (基礎二酸化炭素排出量) を市内への電気の供給量 (電気供給量) で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	— (千kWh)	— (%)
	当年度目標 (2024 年度)	— (千kWh)	— (%)
	短期目標 (2026 年度)	— (千kWh)	— (%)
	長期目標 (2034 年度)	— (千kWh)	— (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	自社等発電所における再生可能エネルギーによる需要家供給はありません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	前年度実績 (2023 年度)	3 (千kWh)	4 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	3.7 (千kWh)	4.50 (%)
	短期目標 (2026 年度)	4.0 (千kWh)	5.00 (%)
	長期目標 (2034 年度)	5.0 (千kWh)	5.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	2020年4月より、余剰太陽光発電(卒FIT)の買取開始		
	固定価格買取制度(FIT)が満了する太陽光発電の買取[2020年4月開始]		
	非化石電源の証書取引による再エネ電気100%メニューを計画中		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	保有火力発電所なし		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	環境負荷の低い電源の調達		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	太陽光発電設備の施工による再生可能エネルギーの普及やそれを活用した小売事業の拡大		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。